

議案第14号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項中「、少年自然の家及び総合運動場」を「及び少年自然の家」に改める。

第10条を削り、第10条の2を第10条とする。

第14条第2項中「主任専門員」を「主任専門職員」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

第17条中「前15条」を「前13条」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条中「第16条」を「第15条」に改め、同条の表中

「	副主査	上司の命を受け、担任業務を分掌する。	」
		保健体育主事	
「	副主査	上司の命を受け、担任業務を分掌する。	」に
		上司の命を受け、保健体育に関する専門的、技術的な指導に従事する。	

改め、同条を第18条とする。

第20条を削り、第21条を第19条とし、第22条を第20条とし、第23条を第21条とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 規則案の概要の説明

総務課

### 1 件名

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

### 2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立奥武山総合運動場は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、民間の共同企業体による管理運営が行われている。今後も、県の直営による運営は予定されていないことから、改正（内部組織を置くための関係条項を削る等）する必要がある。

併せて、地方自治法の改正に沿った改正を行う必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 奥武山総合運動場に関する条項を削除する（第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 15 条、第 19 条）。
- (2) 地方自治法の改正に伴い、条項を削除する（第 20 条）。
- (3) 規則の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

### 4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

### 5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

○沖縄県立教育機関組織規則（総務課）

新	旧
<p>第6条 削除</p> <p>(職制等)</p> <p>第7条 総合教育センター、図書館、博物館、埋蔵文化財センター、青年の家及び少年自然の家（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 主任専門職員は、上司の命を受け、青年の家及び少年自然の家の専門的、技術的な指導に従事する。</p>	<p>(総合運動場)</p> <p>第6条 沖縄県立奥武山総合運動場（以下「総合運動場」という。）に、次の係及び班を置く。</p> <p>庶務係 指導班</p> <p>2. 総合運動場の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。</p> <p>(2) 公印の管守に関すること。</p> <p>(3) 施設、設備の管理に関すること。</p> <p>(4) 職員の勤務及び福利厚生に関すること。</p> <p>(5) 体育施設、設備の使用に関すること。</p> <p>(6) スポーツ教室及びレクリエーション教室に関すること。</p> <p>(7) スポーツ及びレクリエーション大会並びに講習会に関すること。</p> <p>(8) 運動適正検査及びスポーツテストに関すること。</p> <p>(9) スポーツ相談に関すること。</p> <p>(10) トレーニング及びコーチングの指導に関すること。</p> <p>(11) スポーツ図書、資料の収集及びその利用に関すること。</p> <p>(12) 前各号に定めるもののほか、総合運動場に関する必要な事務に関すること。</p> <p>(職制等)</p> <p>第7条 総合教育センター、図書館、博物館、埋蔵文化財センター、青年の家、少年自然の家及び総合運動場（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。</p> <p>第10条 総合運動場の係に、係長を置く。</p> <p>2 係長は、上司の命を受け、担任事務を処理する。</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 主任専門職員は、上司の命を受け、青年の家及び少年自然の家の専門的、技術的な指導に従事する。</p>

(削る。)

第15条 (略)

2 (略)

第16条 前13条に規定する職には、それぞれ該当職の置かれる組織の名称を冠したものをもつて当該職の名称とする

第17条 教育機関に置く職員は、事務職員、技術職員及びその他の職員とする。

第18条 前条に規定する職員の職及び職務は、第7条から第15条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
	(削除)	(削除)

(削る。)

(職員数)

第19条 教育機関別の職員数は、教育長が定める。

(臨時又は非常勤の職員)

第20条 教育機関には、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(教育長への委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第15条 総合運動場に、特に必要のあるときは、主任保健体育主事を置くことができる。

2 主任保健体育主事は、上司の命を受け、保健体育に関する専門的、技術的な指導に従事する。

第16条 (略)

2 (略)

第17条 前15条に規定する職には、それぞれ該当職の置かれる組織の名称を冠したものをもつて当該職の名称とする。

第18条 教育機関に置く職員は、事務職員、技術職員及びその他の職員とする。

第19条 前条に規定する職員の職及び職務は、第7条から第16条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
	保健体育主事	上司の命を受け、保健体育に関する専門的、技術的な指導に従事する。

第20条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する吏員に相当する職は、事務職員及び技術職員とする。

(職員数)

第21条 教育機関別の職員数は、教育長が定める。

(臨時又は非常勤の職員)

第22条 教育機関には、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(教育長への委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。